一般社団法人日本産業カウンセラー協会 総務部

「ポイントインセンティブ運用細則」の制定に伴う高ポイント取得者に対する特典の付与について

会員の皆様はすでにご存じの通り、協会では、産業カウンセラーが業務遂行上必要な知識・能力の維持・向上を図るためには、常に研鑽・努力することが必要との考え方に基づき、資格登録および同更新制度を設けています。

本制度については、制定後 10 年を迎えるにあたり見直しが行われ、2017 年 4 月 1 日から新しい制度となりました。それまで資格更新の条件となっておりましたポイント取得条件が廃止され、資格更新制度とポイント制度が切り離されました。

この制度の変更に伴い、会員が獲得したポイントを会員の学習意欲の向上に結び付けるための新たなルールの創造をめざして、専門性向上制度委員会において、2年間議論をしてまいりました。

その結果、ようやく会員の皆様にお示しできるポイントインセンティブ付与の運用 ルールが決定されましたので、その概要をご説明いたします。

なお、この制度の運用については、支部間および支部内地域差などの公平感の維持 が困難なことから、支部の実態に合わせて決定する内容が含まれています。

ご所属支部の運用については、2019年度4月1日以降、決定され次第、支部ホームページでお知らせいたします。

1. 制度の概要

協会の講座・研修を受講された会員にはポイントが記録されていますが、意欲的に 自己研鑽の学習を促進することを期待し、累積ポイントを利用します。支部毎に高ポイント取得者に対する特典として、講習会参加券(以下参加券という)を発行し、発行した支部で開催する研修・講座を受講する際に利用できる制度です。

ポイントの取得期間と対象は、1回目(2019年度)は、養成講座受講ポイントを含め、2017年度と2018年度の累積ポイントがカウントされます。2回目(2020年度)以降は、養成講座受講ポイントを含まず、1年間の累計ポイントがカウントされます。参加券の発行は毎年6月以降を予定しています。

なお、本制度の施行は2019年4月1日となりますが、3か年実施後、再評価することとなっています。

対象年度	ポイント取得期間と対象
1回目 (2019年度)	2017 年度と 2018 年度の累積ポイント(合算)
	※養成講座受講ポイントを含める
2回目 (2020年度)	2019 年度
	※養成講座受講ポイントは含めない
3回目(2021年度)	2020 年度
	※養成講座受講ポイントは含めない

2. Q&A

Q. 誰がその「特典」を受けられるのですか?

A. 指定のポイント取得期間に高ポイントを累積した会員が対象となります。

Q. どのような「特典」を受けられるのですか?

A. ご所属の支部から、それを発行した支部で開催する研修・講座を受講する際に利用できる「参加券」が付与されます。原則として、参加券には「一日参加券」と「半日参加券」がありますが、支部内地域差、会員数等様々な要素が考慮され発行されます。

Q. 支部で何名くらいが対象になりますか?

A. 支部の規模、会員数などによって異なります。また参加券「一日参加券」と「半日参加券」の発行の仕方によっても異なります。

Q. 累積したポイントはどのようにカウントされますか?

A. 1回目(2019年度)は、養成講座受講ポイントを含め、2017年度と2018年度の累積ポイントがカウントされます。2回目(2020年度)以降は、養成講座受講ポイントを含まず、1年間の累計ポイントがカウントされます。

Q. 参加券はいつごろ発行されますか?

A. 毎年6月に発行を予定しています。

Q. 参加券は支部のどの研修・講座で使えますか?

A. 「産業カウンセラー養成講座」「キャリアコンサルタント養成講習」、その他支部が特別に対象外にした研修・講座を除く、支部主催研修で利用可能です。

Q. その他、「参加券」の使用方法・条件を教えてください。

Α.

- ①支部で発行する「参加券」は発行した支部のみの有効となります。他支部では利用できません。
- ②「参加券」を利用する場合は、研修・講座申し込みの際、「氏名」「会員登録番号」「発行番号」を申告し、受講受付時に「参加券」を提出していただきます。
- ③交付される「参加券」は本人のみ利用できます。第三者への譲渡は禁止します。
- ④「参加券」の有効期限は、発行から1年間となります。有効期限内に使用されなかった場合は失効となり、再発行は行われません。

以上